

総 務 常 任 委 員 会

平成29年11月22日（水曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1号 平成29年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 2号 東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 専決処分の承認について

出席委員（6名）

委員長	伊 藤 保	副委員長	米 本 弥一郎
委員	平 野 忠 作	委員	島 田 和 雄
委員	太 田 將 範	委員	高 橋 秀 典

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議 長 佐久間 茂 樹

説明のため出席した者（25名）

副 市 長	加 瀬 正 彦	秘書広報課長	伊 藤 義 隆
行政改革推進課長	小 倉 直 志	総 務 課 長	飯 島 茂
企画政策課長	阿 曾 博 通	財 政 課 長	伊 藤 憲 治
税 務 課 長	渡 邊 満	市民生活課長	大 木 廣 巳
会 計 管 理 者	島 田 知 子	消 防 長	加 瀬 寿 勝

監査委員
事務局長
その他
職員
高木昭治
14名

事務局職員出席者

事務局長 大矢 淳
事務局次長 花澤 義 広
副 主 幹 黒 柳 雅 弘

開会 午前10時 0分

○委員長（伊藤 保） おはようございます。

大変忙しい中、ご苦労さまでございます。寒さも厳しくなってきましたので、皆様方におかれましては、体に十分注意していただきたいと思います。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

本日、佐久間議長に出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いします。

佐久間議長。

○議長（佐久間茂樹） おはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日は、一般会計補正予算を含む4議案について、審査をしていただくことになっております。どうぞよろしく慎重なご審議をお願いいたしまして、簡単ではございますけれども、挨拶に代えさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

佐久間議長。

○委員長（伊藤 保） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。

加瀬副市長。

○副市長（加瀬正彦） おはようございます。

本日は、総務常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案でございますが、全部で4議案でございます。

内訳ですが、まず予算関係として1議案、議案第1号の平成29年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項、それから、条例関係が2議案でございます。議案第2号の東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号の旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の

一部を改正する条例の制定について、次に、専決処分の承認が 1 議案ございます。議案第 8 号の専決処分の承認について、一般会計補正予算第 2 号になります。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔、明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決くださいますようお願い申し上げまして、ご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（伊藤 保） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る11月13日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第 1 号、平成29年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第 2 号、東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 4 号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 8 号、専決処分の承認についての 4 議案であります。

初めに、議案第 1 号中の所管事項について、補足説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 議案第 1 号につきましては、本会議でご説明したとおりでありまして、財政課からはさらに補足して説明するものはございませんので、そのほかの内容につきまして担当課から説明いたします。

○委員長（伊藤 保） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、議案第 1 号、平成29年度旭市一般会計補正予算（第 3 号）の議決についてのうち企画政策課所管の補足説明を申し上げます。

それでは、補正予算書の 9 ページをお願いいたします。

歳出になります。

2 款 1 項 7 目企画費、説明欄 1 ふるさと応援基金積立金1,100万円につきましては、本会議で財政課長からも説明を申し上げましたとおりですが、通常の場合でいきますと、ふるさと応援基金へいただいた寄附金については、1 年間まとめまして年度末に基金へ積み立てて、

翌年度の事業の財源として充当するという形で取り崩しておりました。

しかし、今回は1,100万円の寄附者から今年度の事業で早く学校に使わせてほしいという要望もありましたので、今回の寄附金につきまして、先に基金へ積み立て、その後、この補正予算成立後積み立てまして、その後すぐに取り崩して、学校教育課のほうのいきいきプランのほうの財源となるものでございますので、よろしくお願いいたします。

以上で、第1号、企画政策課所管の補足説明を終わります。

○委員長（伊藤 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ないですか。

平野委員。

○委員（平野忠作） じゃ、今の企画政策課長の説明なんですけど、そうすると、今までの、たしかいきいきプランは各学校にいつてますよね、小学校15校、中学校5校。これに上積みという形になるんですか。

○委員長（伊藤 保） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 委員のおっしゃるとおりで、通常分はもう年度当初に配当してあります。それは事業計画を出して、芸能を呼んだりとか、いろいろなことに使っております。それはそれという形で、これは特別分といたしまして、備品等、記念に残るようなもので寄附者にいただいたものですので、特別分として本年のみ追加で学校のほうに配当をこれからするという形で、よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第2号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 議案第2号の補足説明につきましては、本会議で補足説明を申し上げたとおりでございます。これに加えての補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 担当課長の説明は終わりました。

議案第2号について、質疑がありましたらお願いいたします。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） この議案第2号は、震災のときの被災住宅の建て替えにかかわる固定資産税の減免ということでありますけども、固定資産税を減免することにつきまして、これは市税が減収になる、そういったように捉えていいんでしょうか。その辺、ちょっとお伺いします。

○委員長（伊藤 保） 島田和雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。
税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 減免でございますので、税収の減となります。

ただ、交付税のほうで、通常、財政需要額から収入額を引いたものが交付税ということで措置されているようでございます。そうしますと、税収、収入額が減となるということは交付税のほうでその分が見られているのかなと、そう思っております。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 島田委員。

○委員（島田和雄） 思っているという今答弁でありましたけども、実際には、その辺については計算上のものがあるのかどうか、その辺お伺いします。

○委員長（伊藤 保） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 交付税ということでしたので、財政課からお答えをいたします。

ただいま税務課で交付税で見られているのではないかという回答をしたところですが、交付税の計算の中できちんと計算に含まれております。減った分については、減ったなりに計算をしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（伊藤 保） 島田委員。

○委員（島田和雄） そうしますと、実質的には、固定資産税を減免しながらも、通常の固定資産税が入ってくる、最終的にはそういうふうになるというような考え方でいいのかどうか。きちんとそれだけの固定資産税としての収入が最終的には補填されているというふうに考えていいのかどうかお伺いします。

○委員長（伊藤 保） 島田和雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。
税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 今、財政課長のほうからお話がありましたように補填されているということで考えてよろしいかと思います。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(伊藤 保) 特にないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長(伊藤憲治) 議案第4号につきましては、本会議でご説明したとおりでありまして、財政課からさらに補足して説明するものはございません。よろしくお願いいたします。

○委員長(伊藤 保) 担当課の説明は終わりました。

議案第4号について、質疑がありましたらお願いいたします。

米本委員。

○委員(米本弥一郎) 補足説明で、公営住宅法の改正により、この条例の一部を改正するというご説明をいただきました。

公営住宅法の改正の趣旨、目的について伺います。

○委員長(伊藤 保) 米本委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長(伊藤憲治) 公営住宅法の改正の趣旨、目的ということでございました。

改正の内容につきましては、今回の条例に直接響いているというものではございません。

まず、そこをお話したいと思います。改正の内容をこれから申し上げますけれども、改正があったことによって条ずれが生じまして、その条ずれによって旭市の公営住宅の管理条例を直したものでして、住宅の条例のほうの内容が変わったというものではないということをまず申し上げたいと思います。

ご質問の公営住宅法の改正でございますけれども、主なものを2つ申し上げたいと思います。

1つは、公営住宅を建て替えるときに、これまでは現地、同じ場所に建て替えろという規制がございました。そこが緩和されております。時代もだいぶ変わってきてまして、周辺地域の状況あるいは、建て替えるにしても前とは違った形で建て替えなければいけないということを勘案されたということでございまして、少し条件はあるようでございますけれども、必ず同じ場所であるということではなくて、近隣の場所でもいいというような緩和でございます。

もう1点申し上げますと、入居している方が認知症の方について、収入額を申告する際に、これも緩和といいますか、ございまして、ご本人申告ではなくて事業者であります市のほうで、その書類といいますか、収入を閲覧することによって本人の負担を緩和しようという、

主なもの、この2つをご説明いたします。

以上でございます。

○委員長（伊藤 保） 米本委員。

○委員（米本弥一郎） ありがとうございました。

もう1つは、条例の別表で神西住宅の戸数を14戸から11戸に減らすというような改正でございますが、今後、市営住宅の管理についてどのような方針をお持ちか伺いいたします。

○委員長（伊藤 保） 米本委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 市営住宅の今後の方針ということでございます。

前にも本会議の中で議論もございましたけれども、市営住宅につきましては少し減らしていくというのが、まず骨でございます。

少し具体的に申し上げますと、現在、市営住宅のうち3か所につきましては、新たな入居の募集をやめております。今回提案しております神西住宅あるいは西野住宅、双葉住宅の平屋のほうの部分、この3か所につきましては、新たな入居募集は取りやめておりまして、あいたところから順次取り壊すということを進めているところでございますので、その一環として今回の条例提案になっているという部分がございます。

じゃ、そのほかの住宅をどうするかということになってまいりますが、これにつきましては、公共施設の総合管理計画の中では市の全体のストックを20%以上減らすということになっておりまして、市営住宅もその例外ではございません。ただ、個々の種類に応じて決めていくわけでございますが、今ほど申し上げました3つの住宅は、基本的には取り壊しということに当然なろうかと思えます。そのほかの住宅につきましては、今後もう少し需要と供給というところを勘案しながら、建て替えていくのか、大規模な修繕をするのか、あるいは壊していくのか、これからもう少し精査をするということになってまいります。

以上でございます。

○委員（米本弥一郎） ありがとうございました。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありませんか。

高橋委員。

○委員（高橋秀典） おはようございます。

すみません。神西住宅についてですけども、一般質問等でも出しましたけども、今後の、引っ越し作戦が進んでいるということで承りましたけども、神西住宅は長屋式というふうにな

っていますけども、例えばこういった時点で取り壊しの対象になっていくのか、その辺を詳しくお願いしたいんですが。

○委員長（伊藤 保） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 神西住宅につきまして、委員ご指摘のとおり長屋式でございます。

今回、廃止をしまして、その後に取り壊す棟としましては3棟を予定しております。3棟につきましては、今回の廃止によりまして、昔入っていましたけれども、既に政策空き家として空き家になっていた部分も含めまして全部きれいになりましたので、この3棟を今回取り壊すものでございます。ご質問のありました、基本的には、ですから1つの棟の中が全部いなくなって、きれいになって住宅としての廃止をした後に取り壊すという姿勢で行っているところでございます。

余談になりますけれども、今回取り壊しで3つですが、あと3棟が残るという状態になります。

以上でございます。

○委員長（伊藤 保） 高橋委員。

○委員（高橋秀典） じゃ、そうしますと長屋が全部空になってからとかいう状態になってからということですね。

どうなのでしょう。土地の今後に関して、例えば売却するのかなどという判断というのは、どのぐらいの面積がある程度キープされてからになるのか、どの時点でその判断をされるのか。一棟一棟の状態と土地土地の価値というもの、ある程度広がらないと意味もないと思いますので、どの時点でのご判断になるのかお伺いします。

○委員長（伊藤 保） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 取り壊した後の売却についてどのぐらいの目安でということですが、神西住宅、先ほど余談の中で申し上げましたが、3棟が残るという形になっております。この場所があまり芳しくありませんで、2棟につきましては、西側のほうの部分にかたまっております。ただ、もう1棟が1列おいて東側のほうのところに残っております。1戸だけ入居しているんですけれども、この1戸があれば、つながった一帯の敷地として空き地になりますので、その時点で売却を含めた検討をしたいなと思っております。

ちなみに、今1棟残っている部分のさらに東側でございますが、以前市営住宅と、教職員住宅でしょうか、ございまして、そこがある程度まとまった面積で全て空き地になりました

ので、その時点では売却をしたという経緯がございました。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 高橋委員。

○委員（高橋秀典） これは要望という形になりますけれども、地元ですので、よく見てくるんですけれども、なるべく土地全体の価値が一番高い状態というか、あの辺は宅地が随分今増えているところがございますので、十分に宅地としての、宅地になるかどうか分からないですけれども、土地としての価値を十分に考慮していただいて、ご判断いただければと思います。よろしくお願いします。

○委員長（伊藤 保） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） ご提案ありがとうございます。

ご意見を踏まえまして、十分に検討といいますか、進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

続いて、議案第8号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 議案第8号につきましても、本会議でご説明したとおりでありまして、財政課からさらに補足して説明するものはございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 担当課の説明が終わりました。

議案第8号について、質疑がありましたらお願いいたします。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） これは選挙費用ですよね、この間の衆議院選の。衆議院選挙も含めまして、選挙の投票率のことがだいぶ今、減少ですか、下がってきていることが危惧されているわけなんですけれども、そういった中で、今回投票所等を減らして組んだ予算だと思いますけれども、今回の予算と以前、平成25年ですか、に行われた選挙の予算、どのくらい違うか伺います。

○委員長（伊藤 保） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

まず、今回予算措置のほうは議案のとおり2,800万円でごまいして、これは前回の選挙におきまして、その執行経費が2,795万円といったようなことで、ほとんど同額の予算を計上させていただいたところでございます。

ただ、予算措置はそのようでごまいしましたが、承知のとおり今質問ありましたが、投票所再編により事業費のほうは減っておりまして、現段階においての執行経費合計では2,200万円ほどでございます。ただ、ものによってはこれからまだ請求が上がってくるということで、確定ではございませんが、事業費のほうは当然として下がっているということをご理解賜りたいと思います。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 島田委員。

○委員（島田和雄） そうしますと、だいたい600万円近く減少していると、費用として。そういうことですね。投票所の減少、それから掲示板もだいぶ減っていますよね、選挙のポスターを掲示する掲示板。恐らく人件費が一番高額だと思いますけども、掲示板につきましても、何かあれが減ったことによって選挙のムードが盛り上がらないといえますか、選挙をやっているのかなというような、ちょっと候補者のポスターが目につかなくなったというような感じを受けております。掲示板はそんなに高額、どのくらいかかっているのかちょっと分かりませんが、できれば掲示板くらいは以前の数くらいはやっていただければいいのかなというふうに思っておりますけども、その辺いかがでしょうか。

○委員長（伊藤 保） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

まず、ポスターの掲示場の設置撤去の経費の関係でございますが、まず掲示板のほうは、物自体は賃借料で借りておりまして、今回2段6区画、枚数は156枚ですが、その経費が約130万円ほど、あと建築組合であったり、とびであったりというような中で、設置・撤去の管理委託料で160万円ほどでございます。経費としては、そういったことでございます。

あと、今ポスター掲示場が減ったので、市民の皆様に目につく機会が少ないので、増やしてはといったようなご質問でございましたが、これは1投票所当たりとか、そういうところで公選法上の規定がございますので、その規定にのっとってやっておりますので、ご理解賜りたいと思います。よろしく願いをいたします。

○委員長（伊藤 保） 島田委員。

○委員（島田和雄） そういう規定があるのは知らなかったんですけども、1 投票所当たり何か所の掲示が決まっているんですか。

○委員長（伊藤 保） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 議会の一般質問でも私どもは申し上げましたが、いろいろ市町村においては、1 投票区当たりの面積が相当広大であったり、その面積が少なかったりといったようなことがございます。その面積によって設置数が異なっております。

ただ、その基準、今手元に数値がありませんから、細かな数値についてはご容赦いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 島田委員。

○委員（島田和雄） じゃ、そういった基準があつて、その基準にのっとって掲示板の数を設置しているということだろうと思いますが、その中で最大の数を表示されているのかどうか、基準の中で。そういうことをお伺いしたいんですけど。

○委員長（伊藤 保） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 公職選挙法におきましては、本当に法令にしっかりとって全ての業務のほうを行うというのが基本でございます。法令の基準にのっとった数を設置しているということで、それは幅がなく、確かに今申し上げましたとおり基準があり、その基準どおりに設置をしているということでございます。よろしくどうぞお願いをいたします。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第 8 号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（伊藤 保） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第1号、平成29年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第8号は承認することと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告については、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（伊藤 保） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（伊藤 保） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は、随時報告をしてください。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、ゆるキャラグランプリ2017について、資料はございませんけども、ご報告いたします。

ゆるキャラの総選挙でありますゆるキャラグランプリ2017につきましては、インターネットによる投票が8月1日から11月10日まで行われ、本市のあさピーは市民や市内事業者のご協力のもと、投票数2万2,297票を獲得し、ご当地部門で全国で43位と、昨年のご当地分109位から大きく順位を上げることができました。議員の皆様にもご協力いただきまして、ありがとうございました。

企画政策課からは以上でございます。

○委員長（伊藤 保） 担当課の報告は終わりました。

それでは、ただいまの報告について、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

高橋委員。

○委員（高橋秀典） すみません。県内の中での順位と、あさピーより上は誰なのかということがとても気になるんですけど、それだけ。分かりますか。

（発言する人あり）

○委員（高橋秀典） うなりくんには負けていますか。

○委員長（伊藤 保） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 残念ながら、うなりくんは、ちょっとかないませんでしたけども、得票数が80万5,328票でございます。これはご当地全国1位です。

今年からご当地分と企業分ということが区分けされまして、去年までは全体の順位というのが発表になっていたんですが、今年は全体が発表されてなくて、ご当地分ということで言いますと、1位が成田市うなりくん、全国1位でございます。2番目が白井市のじねんじゃーという自然薯をモチーフにしたもので、これが2万4,776票で全国40位、旭市のあさピーが2万2,297票で、この辺は差がありません。43位です。山武市のSUNムシくん、2万1,149票、全国44位で、この3つが結構争ってたんですが、5番目が袖ヶ浦のガウラというもので1万1,167票、全国で74位ということで、近くですと銚子が6番目で、ちょーぴー、9,022票ということで、これは半分以下でございましたね。全国で92位ということで。八千代市のやっちというのが8,707票で全国97位ということで、この辺が取りあえずということ

でございます。

○委員長（伊藤 保） 高橋委員。

○委員（高橋秀典） 千葉県内のベストテンを聞いてみると、やっぱり一番かわいいのはあさピーかなと私は思うんです。地元びいきですけど。少なくとも、うなりくんには負けてないと思うんですけども、やっぱりこれは成田の組織票なのかなというふうに思うんですよね。

そういった意味で、例えば1日皆さんワンクリックキャンペーンとか、やられたとは思いますが、その周知をさらに広げていただいて、向こうの成田は病院もできますし、病院もゆるキャラも負けるわけにはいきませんので、ひとつよろしく願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 成田市は、市長が選対本部長就任というのが新聞記事にもなりましたが、相当力を入れていまして、選挙が8月1日からなんですけども、もう6月ぐらいには相当運動をしていまして、聞く話によりますと、役所全体で力を入れてやっているという形で、期間中は1日2回、朝、始業前に、職員の皆さん、投票してくださいという放送をし、昼休みも、ご来庁の皆様、うなりくんへの投票をお願いしますという形で庁内放送をやり、各種会議においては冒頭の5分間はうなりくんの説明をなささいということで、役所内でそのようなルールで、企業にも回りと。成田の場合は、NAAのほうでも相当力を入れてやってますので、組織力がだいぶ違いますが、うなりくんのバッジなんかも毎日つけて歩けということで、相当な熱が入ってやっておりました。

旭市のほうは、今年につきましては300枚ほどポスターを、市内の企業にも回って、ご協力いただけたところは国道側にも見えるように張ってほしいとか、そういう形でご協力いただいて、従業員の皆さんにも何回か投票していただいたようでございますので、得票数が伸びたということで、やり方がもう少し分かってきたので、来年ももうちょっと頑張れるのかなというところですが、なかなか80万票というのはあれなんです、10万票ぐらいには何とか乗せたいとは思いますが、これはあくまでも、期間が長過ぎますので、ちょっと投票するほうも息切れをしてしまうというのが、実際やってみるとありますよね。

そんな感じでございます。

○委員長（伊藤 保） ほかにございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（伊藤 保） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（伊藤 保） 以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

大変にご苦労さまでした。

閉会 午前10時38分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 伊 藤 保